

社会新報

植田好雄版



【発行所】 社会民主党全国
連合機関紙宣伝局
(週間水曜日発行)
〒104-0043 東京都中央区湊
3-18-17マルキ榎本ビル5F
電話代表03(3553)3787 振替
00140-1-3203 ●定価180円
●1ヵ月700円●送料164円

【分局】
島根県江津市敬川町937-3
2018年10月
N04
【発行責任者】
植田 好雄
Tel(Fax) 0855-52-7837

E-mail : yosio@helen.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.uedayoshio.
net/

「安心・安全」「命を守る」「質問が集中

9月議会一般質問は、9月6日、7日の2日間で行われ、13名が行いました。今回は、7月豪雨を受けて災害対策や愛知県での小1児童の熱中症で死亡事故を受けての「クーラー設置」地震によるブロック塀で下敷きによる死亡事故による「通学路の安全確保」など「安心・安全」子供達の「命と健康を守る」質問が集中しました。
植田好雄は2日目13番目の最後の質問に立ちました。

豪雨災害の対策について
「避難を促す課題は！」



植田、7月豪雨災害において被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。江津市では人的被害はなかったが、住宅や農地被害、停電や断水と生活インフラの被害は、市民の生活に大きな打撃を与えました。ボランティアで駆けつけ、一夜にして平穏な生活が一変し、日常生活が奪われる事の惨状を目の当たりにし、安心・安全な暮らしを守るために行政の果たす役割は大きいと強く強く感じています。7日深夜に避難指示が出されたわけですが、家財を守ろうとして胸まで浸かって避難した人もおられます。今回避難所への避難者は、最大331人とのことでした。

材料として使っています。発令対象地域をより現実的な区域に限定し、細分化は有効である。受け手側市民の皆さんへ間違いなく伝わる事が必要で、各地域で意見を伺い検討を進めたいと思います。
植田 情報伝達には、防災メール・SNSなど方法がありますが、高齢者も子供も家族が一斉に受け取る情報としては防災無線は有効だと思います。そこで、防災無線の全戸への配置率、設置率の向上と今後デジタル化に向けてお伺いします。
総務課長 防災行政無線戸別受信機の設定率は約38%、防災メールも情報提供できる主要なツールです。無線施設は、老朽化と無線設備規則変更によって平成34年11月末で使用出来ないため、デジタル化する準備を進めている。

避難訓練の現状と課題は

植田 無駄、空振りと思えるぐらいの避難が命を守ることになると思っています。浸水が始まるとお年寄りや車椅子の方など要介護の方は間に合いません。豪雨と暗闇での避難行動は、最も行動が難しく、災害は時間も場所も選んではくれません。命を守る行動や指示に躊躇は要りません。今回亡くなられた方の7割以上が60歳以上で、岡山県真備町では9割が溺死と言われています。「浸かる事はない」「自分の家は大丈夫」などの過信「家を守らなければ」「近隣の人が避難してない」などが避難を躊躇させています。防災意識を高め、避難指示の深刻性を理解し、情報を活用し、身を守る行動を公助、自助、共助を含めて浸透が大切です。避難訓練は各地区行われていますが、温度差がある。行政指導を含め、現状と課題をお伺いします。

総務課長 避難勧告等の発令は、危険が迫っている事を市民にわかりやすく伝え、速やかに避難行動へ繋げる課題として認識しており、避難情報の意味、居住場所、地域に存在するリスクを一人ひとりが十分に認識する事で防災意識が高まり、速やかな避難行動に結びつくと考えています。

防災無線の全戸配布とデジタル化について

植田 情報伝達は的確な情報把握、収集が必要で、全市民に避難を促すことは当然ですが、命の危険、甚大な被害が想定される所と、高台や河川から距離があり緊急性が低い、影響が考えられない地区など、具体的な避難指示が、的確な避難に繋がると思います。見解をお伺いします。
総務課長 避難情報を発令する際、河川水位・降雨量の情報に加え、気象台、国土交通省、県のホットラインによる情報提供を参考に、特に危険が迫っている状況を認識する判断



松川町大田地区の浸水



江の川も氾濫危険水位まで上昇

る所もあります。温度差ありますが、確実に市内全体で防災意識の高まり、広がりを感じています。市として、各地域の自主性を大事にしつつ、必要な支援等を行い、安全で安心して住めるまちづくりにつなげていきたいと考えています。

植田 死傷者は高齢者やハンディキャップのある方など、避難に支援を必要とされる方の死亡率が高い。災害対策基本法では、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務づけ、平時時や災害発生時に情報提供と名簿提供を受けた関係者には守秘義務を課すなど対策を行うように明示し、国の防災基本計画に盛り込まれ、避難支援の全体計画、災害時要援護者名簿などの個別的計画の策定を求めています。が、現状をお伺いします。

社会福祉課長 高齢者、要介護度の高い方、重度の障害者などの避難行動要支援者の情報を記載したもので、御本人の同意を得た上で警察署、消防署及び各地区消防分団、各地区担当の民生委員、地域コミュニティなど避難支援等関係者に配布し、災害時における避難誘導や安否確認等の支援活動に活用をお願いしています。個別計画は、現在策定していません。

植田 名簿を生かす事が、命を守る行動に繋がる。その時、個人情報保護の遵守、守秘義務の厳守を定めていく事が求められると思います。現状と課題についてお伺いします。

社会福祉課長 避難行動要支援者名簿は、平時においても御本人の同意を得た上で避難行動関係者の方に配布しており、その時点で受領書兼誓約書で、個人情報保護の厳重に取り扱いを誓約して頂いています。

災害対策基本法には、市町村長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することが出来る。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないと規定されています。

この場合も、避難行動要支援者の同意に基づく平時の場合と同様、名簿情報を受領した避難支援等関係者は、当該情報を支援以外の目的で使えない、正当な理由なく名簿情報を漏らさない、名簿情報を紛失しないよう適切に管理すべき事などを徹底する事が必要と考えてます。

ハザードマップの作成について

植田 広島や岡山で浸水被害を受けた所はハザードマップとほぼ同じと言われています。今回浸水被害に遭われた方に、裏山の土砂崩壊の心配について伺った所、全く考えていないと言われました。今回土砂崩壊が発生しなかった事は、人的被害が無かった事に繋がっています。

島根県浜田土木県土整備事務所から、土砂災害防止法に基づく基礎調査で、調査結果は江津市に通知し、市民の意見を聞いた上で土砂災害特別警戒区域に指定しますとの回覧があったが、ハザードマップの現状についてお伺いをします。

総務課長 防災マップと津波防災マップは更新の予定。浸水、土砂災害を掲載の防災マップは平成20年に全戸配布していますが、作成から10年以上が経過、掲載内容を更新する必要があります。津波防災マップも平成24年に該当地区の住民へ配布しますが、昨年、島根県において津波浸水想定の見直しが行われ、掲載内容の更新が必要となっており、県河川の浸水想定区域図の作成に取りかかっており、江津市分は今年度中に完成予定。データがそろい次第、ハザードマップの更新作業に取りかかりたい。

植田 ハザードマップ作成に当たっては危険地区だけでなく、安全な避難場所の保障、安全な避難ルートの確保など危険を回避する対策を備えたハザードマップが大切だと思います。見解をお伺いします。

総務課長 災害種別ごとに指定しております「指定緊急避難場所」の掲載について検討したいと考えていますが、避難ルートの掲載は、災害種別ごとに変わったり、縮尺によっても大まかなものしか掲載できず、掲載方法については慎重に考えるべきだと思います。各地域で現実的な避難ルートを考えて、地域での避難マップを作成して備えるやり方も一つの方法ではと考えております。

地区消防団との連携と内水の排水対策は

植田 安全な避難体制を行政も指導し作って行く事を要望したい。災害時に地域消防団の協力が地域住民には大きな支えであり、避難者の支援等に大きな力になるだけに、緊密な連携が重要と考えますが、江の川沿いの水路の排水において、消防団独自で応援要請を行ったりしているようですが、市の対策本部と市消防本部、さらに地区消防団との連携についてお伺いをします。

総務課長 消防団各分団への出動命令は、基本的に団長が行います。江津市消防団を所管する市総務課の担当が連絡補助等を行い、災害時には、各分団からの状況報告で連携を取っています。又、江津消防署や江津警察署とも体制確認や被害状況等の情報共有を図るようにしています。

内水の対策は、渡津町の10号都市下水路及び桜江町谷住郷の小谷川は、国土交通省が所有の移動式の排水ポンプを設置し、内水の排除を行っています。江津町本町の本町川は、国土交通省が設置した常設の排水ポンプで内水の排除を行っています。その他、内水が滞水した箇所は、各地区消防分団と連携して内水排除を行ったところがあります。